

きゅう ゆう せい ほ ご ほう
旧優生保護法による
こ
子どもができなくなる
しゅじゅつ
手術などをうけた人へ
ひと

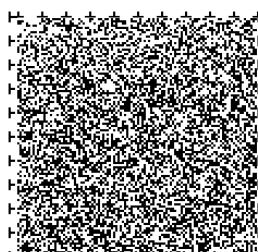
かね
お金をうけとることができます。

きゅうゆうせい ほ ご ほう いち じ きん しきゅうほう
旧優生保護法一時金支給法について

へいせい ねん がつ きゅうゆうせい ほ ご ほう いち じ きん しきゅうほう
平成31年4月に「旧優生保護法一時金支給法」という法律ができました。
ほうりつ ほんにん きも き
この法律には本人の気持ちも聞かれることなく
こ しゅじゅつ
子どもができなくなる手術などをうけ
からだや心に大きな苦しみや痛みをうけたことについて
おわびすると書いてあります。
ほうりつ こ しゅじゅつ ひと
この法律は子どもができなくなる手術などをうけた人に
かね はら
お金を払うことをさだめています。

せい きゅう き げん れい わ ねん がつ にち
【請求期限：令和11年4月23日】

ほうかいせい せいきゅうきげん ねんえんちょう
法改正により、請求期限が5年延長されました。



お金 ^{かね}を うけとる こ^とが できる 人 ^{ひと}は ど^のような 人 ^{ひと} ですか？

昭和 23年 9月 11日 から 平成 8年 9月 25日 の 間に

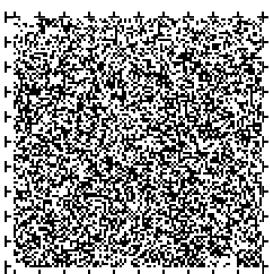
- 子ども ^{こども} が できなくなる 手術 ^{しゅじゅつ} を うけた 人 ^{ひと}
- 子ども ^{こども} が できなくなるよう に 放射線 ^{ほうしゃせん} を あてられた
人 ^{ひと} です。

うけとる お金 ^{かね} は いくら ですか？

一人 ^{ひとり} 320万円 ^{まんえん} です。

いつまで 手続き ^{てづき} が できますか？

令和 11年 の 4月 23日 ^{がつ} ^{にち} まで です。



かね てつづ ほうほう
お金 を うけとる 手続き の 方法 が
そうだん ひと
わからなかつたり 相談 したい 人 は
す と どう ふ けん かていちょう まどぐち
住んで いる 都道府県 や こども家庭庁 の 窓口 に
そうだん まどぐち
相談 しましょ。

● 都道府県 の 窓口 は 次 の ページ にあります。

● こども家庭庁 の 窓口

電話番号 03-3595-2575 FAX 03-3595-2753

メールアドレス ichijikin@cfa.go.jp

受付時間 10:00～17:00 (月曜日 から 金曜日。土日祝日 年末年始 を 除く。)

お金 を うけとる ため の 方法

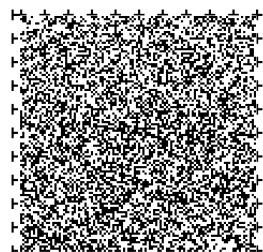


① 請求書 を かきます

(請求書 の かき方 が わからなかつたら 都道府県 の 窓口 に 相談 できます)

② 手続き に 必要 な 資料 (手術 を うけた こと が わかる 診断書 や
住民票 や 障害者手帳 の コピー など) を 手に いれます

③ 住んで いる 都道府県 の 窓口 に ① の 請求書 ② の 資料 を 出します
(郵便 で おくること も できます)



都道府県の窓口

れいわ ねん がつ にち げんざい
令和6年4月1日 現在

No	都道府県	窓口	電話・FAX・✉ メールアドレス・🌐 ホームページ
1	北海道	きゅうゆうせいほごう かんどうだんしえん 旧優生保護法に関する相談支援センター	電話 0120-031-711 (専用) FAX 011-232-4240 ✉ hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp
2	青森県	きゅうゆうせいほごう じきんうりつけ そうだんまどぐち 旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 017-734-9056 (専用) FAX 017-734-8091 ✉ kyuyuseihogoho-sodan@pref.aomori.lg.jp
3	岩手県	きゅうゆうせいほごう じきんうりつけ そうだんまどぐち 旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 019-624-6015 (専用) FAX 019-629-5464 ✉ AD0007@pref.iwate.jp
4	宮城県	みやぎけん 宮城県 旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 022-211-2322 (専用) FAX 022-211-2591 ✉ kosodates@pref.miagi.lg.jp
5	秋田県	きゅうゆうせいほごう じきんうりつけ そうだんまどぐち 旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 018-860-1431 (専用) FAX 018-860-3821 ✉ hoken@pref.akita.lg.jp
6	山形県	やまとがたけん 旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 023-630-2459 (専用) FAX 023-625-4294 ✉ yusei@pref.yamagata.jp
7	福島県	ふくしまけん 旧優生保護法に関する相談窓口	電話 024-521-8294 (専用) FAX 024-521-7747 ✉ kosodate@pref.fukushima.lg.jp
8	茨城県	いばらきけん 旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 029-301-3270 (専用) FAX 029-301-3264 ✉ shoutai@pref.ibaraki.lg.jp
9	栃木県	とちぎけん 旧優生保護法関係相談窓口	電話 028-623-3064 FAX 028-623-3070 ✉ boshihoken@pref.tochigi.lg.jp
10	群馬県	ぐんまけん 旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 027-226-2606 FAX 027-226-2100 ✉ jidouka@pref.gunma.lg.jp
11	埼玉県	さいたまけん 旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 048-831-2777 (専用) FAX 048-830-4804 ✉ a3570-12@pref.saitama.lg.jp
12	千葉県	ちばけん 旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 043-223-2332 (児童家庭課)のほか県内各健康福祉センター FAX 043-224-4085 ✉ https://www.pref.chiba.lg.jp/jka/boshi/yuseihogo/toiawase.html
13	東京都	とうきょうけん 旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 03-5320-4206 (専用) FAX 03-5388-1401 ✉ S1140201@section.metro.tokyo.jp
14	神奈川県	かながわけん 旧優生保護法に関する一時金支給受付・相談窓口	電話 045-663-1250 (専用)、045-210-4727 FAX 045-210-8860 ✉ https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/userLoginDispNon.action?tempSeq=5953&accessFrom=
15	新潟県	にいがたけん 旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 025-280-5197 FAX 025-285-8757 ✉ ngt040240@pref.niigata.lg.jp
16	富山県	とやまけん 旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 076-444-3525 (専用) FAX 076-444-3493 ✉ akodomokatei@pref.toyama.lg.jp
17	石川県	いしかわけん 旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 076-225-1495 (専用) FAX 076-225-1423 ✉ yuuseihogo@pref.ishikawa.lg.jp
18	福井県	ふくいけん 健康福祉部こども未来課のほか県内各健康福祉センター	電話 0776-20-0286 (こども未来課)のほか県内各健康福祉センター FAX 0776-20-0640 ✉ kodomomirai@pref.fukui.lg.jp
19	山梨県	やまなしけん 旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 055-223-1360 (専用) FAX 055-223-1475 ✉ kosodate@pref.yamanashi.lg.jp
20	長野県	ながのけん 旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 026-235-7143 (専用) FAX 026-235-7170 ✉ boshi-shika@pref.nagano.lg.jp
21	岐阜県	ぎふけん 旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口	電話 058-272-0877 (専用) FAX 058-278-3518 ✉ yusei-sodan@govt.pref.gifu.jp
22	静岡県	しづかんけん 旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 054-221-3157 (専用) FAX 054-221-3521 ✉ kokatei@pref.shizuoka.lg.jp
23	愛知県	あいちけん 旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 052-954-6009 (専用) FAX 052-954-7493 ✉ kokoro@pref.aichi.lg.jp
24	三重県	みえけん 旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 059-224-2260 (専用) FAX 059-224-2270 ✉ sodachi@pref.mie.lg.jp
25	滋賀県	しがけん 旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 077-528-3567 FAX 077-528-4868 ✉ boshihoken@pref.shiga.lg.jp
26	京都府	きょうとふ 京都府旧優生保護法一時金相談ダイヤル	電話 075-451-7100 (専用) FAX 075-414-4792 ✉ kyuho-ichijikin@pref.kyoto.lg.jp
27	大阪府	おおさかふ 旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 06-6944-8196 (専用) FAX 06-6910-6610 ✉ ysoudan@gbox.pref.osaka.lg.jp
28	兵庫県	ひょうごけん 旧優生保護法専用相談窓口	電話 078-362-3439 (専用) FAX 078-362-3913 ✉ kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp
29	奈良県	ならけん 奈良県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0742-27-8643 (専用) FAX 0742-27-8643 ✉ boshihoken@office.pref.nara.lg.jp
30	和歌山县	わかやまけん 旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 073-441-2642 (健康推進課)のほか県保健所 FAX 073-428-2325 ✉ e0412001@pref.wakayama.lg.jp
31	鳥取県	とっとりけん 旧優生保護法相談・請求受付窓口	電話 0857-26-7145 (福祉保健課)のほか県内総合事務所 FAX 0857-26-8116 ✉ yuuseisoudan@pref.tottori.lg.jp
32	島根県	しまかねけん 旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0120-012-974 (専用)、0852-22-6625 (専用) FAX 0852-22-6328 ✉ kenkouishin@pref.shimane.lg.jp
33	岡山県	おかやまけん 旧優生保護法相談窓口	電話 086-226-7870 (専用) FAX 086-226-7871 ✉ yuuseihogo@pref.okayama.lg.jp
34	広島県	ひろしまけん 旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 082-227-1040 (専用) FAX 082-502-3674 ✉ fukodomo@pref.hiroshima.lg.jp
35	山口県	やまぐちけん 旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 083-933-2946 (専用) FAX 083-933-2759 ✉ a13300@pref.yamaguchi.lg.jp
36	徳島県	とくしまけん 旧優生保護法一時金支給に関する受付・相談窓口	電話 088-621-2300 (専用)のほか県保健所 FAX 088-621-2843 ✉ kosodateouenka@pref.tokushima.lg.jp
37	香川県	かがわけん 旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 087-832-3900 (専用) FAX 087-806-0207 ✉ kodomokatei@pref.kagawa.lg.jp
38	愛媛県	あいちけん 旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 089-912-2405 (健康増進課)のほか県保健所 FAX 089-912-2399 ✉ healthpro@pref.ehime.lg.jp
39	高知県	こうちけん 旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 088-823-9727 (専用) FAX 088-823-9658 ✉ yuuseihogo@ken.pref.kochi.lg.jp
40	福岡県	ふくおかけん 旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口	電話 092-632-5175 (専用) FAX 092-643-3260 ✉ ichijikin@pref.fukuoka.lg.jp
41	佐賀県	さがけん 旧優生保護法一時金請求相談窓口	電話 0120-525-856 (専用) FAX 0952-25-7300 ✉ kodomo-katei@pref.saga.lg.jp
42	長崎県	ながさきけん 旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 095-895-2446 (専用) FAX 095-825-6470 ✉ s04820@pref.nagasaki.lg.jp
43	熊本県	くまもとけん 旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 096-333-2352 (専用) FAX 096-383-1427 ✉ yuusei@pref.kumamoto.lg.jp
44	大分県	おおいたけん 旧優生保護法相談窓口	電話 097-506-2760 (専用) FAX 097-506-1735 ✉ sodan12210@pref.oita.jp
45	宮崎県	みやざきけん 旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0985-26-0210 (専用) FAX 0985-26-7336 ✉ kenkozoshin@pref.miayazaki.lg.jp
46	鹿児島県	かごしまけん 鹿児島県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 099-286-3374 (専用) FAX 099-286-5561 ✉ ichijikin@pref.kagoshima.lg.jp
47	沖縄県	おきなわけん 保健医療部地域保健課母子保健班	電話 098-866-2457 FAX 098-866-2433 ✉ aa031305@pref.okinawa.lg.jp

かていちょう とくせつ かくとどうふけん
くわしくは こども家庭庁 の 特設サイト や 各都道府県 の ホームページ など を みて ください。

きゅうゆうせい ほ ご ほう ゆうせいしゅじゅつ とう う かた 「旧優生保護法による 優生手術 等を受けた方へ」

<https://www.cfa.go.jp/kyuuyuuseiichijikin/>

